

議 案 第 4 3 号

新居浜市駐車場条例及び新居浜市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市駐車場条例及び新居浜市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市駐車場条例及び新居浜市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

(新居浜市駐車場条例の一部改正)

第 1 条 新居浜市駐車場条例（平成 2 5 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「第 1 8 条各号列記以外の部分」を「前条各号列記以外の部分」に改める。

第 2 3 条を第 2 6 条とし、第 2 2 条を第 2 5 条とし、第 2 1 条の次に次の 3 条を加える。

(利用料金)

第 2 2 条 市長は、第 1 9 条第 1 項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、第 6 条の駐車料金の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合において、普通自動車を駐車させた者は、当該普通自動車を出場させるときは、指定管理者に対して当該利用料金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、この限りでない。

(1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める自動車
(利用料金の減免)

第23条 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長があらかじめ定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第24条 既に納付した利用料金は、還付しない。

(新居浜市自転車等駐車場条例の一部改正)

第2条 新居浜市自転車等駐車場条例（平成24年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条を第19条とし、第15条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第16条 市長は、第13条第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、第8条の使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合において、定期駐車の利用者は、指定管理者に対して当該利用料金を前納しなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合において、一時駐車の利用者は、駐車場の使用を終了したときは、指定管理者に対して当該利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第 17 条 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長があらかじめ定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第 18 条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を市長があらかじめ定める基準に従い還付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場について、利用料金制を導入し、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができるよう必要な事項を定めるため、本案を提出する。